様式３

令和　　年　　月　　日

（宛先）公立大学法人前橋工科大学理事長

所　 在　 地

商号又は名称

代表者の氏名

誓　　約　　書

　前橋工科大学大学案内冊子作成業務委託に係る公募型プロポーザルの申請にあたり、下記の参加資格をすべて満たすことを誓約します。

記

１　公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程（令和４年４月１日制定公立大学法人前橋工科大学規程第１２号）第３条及び第４条に該当しない者であること。

２　前橋市の令和６・７年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、大分類に「印刷・製本」、小分類に「オフセット印刷」が含まれていること。

３　日本国内の大学又は専門学校等の学校案内冊子又は自治体の広報誌等の納品実績があること。

４　前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

５　企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、公立大学法人前橋工科大学物品購入契約 等業者指名停止措置要綱第２条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。

６　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第１９９条第１項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

**《参考》**

**公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程（令和４年４月１日制定公立大学法人前橋工科大学規程第１２号）**

（一般競争入札に参加させることができない者）

**第３条**特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争入札に参加させないことができる者）

**第４条**　次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後２年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 会計規則第２８条の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者